

# 北海道森林管理局 保護林管理委員会運営要領

平成28年4月26日 28北計第5号

## 第1 趣旨

この要領は、「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知)第6の1の規定に基づき設置された保護林管理委員会(以下、「委員会」という)の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

## 第2 所掌事務

委員会は、北海道森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を所掌する。

## 第3 組織

- 1 委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から北海道森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

## 第4 運営

- 1 委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員会は委員長が招集し、委員長は議事を運営する。なお、書面の持ち回りによっても委員会の開催に代えることができる。
- 3 委員長は、委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 4 委員会には、公共事業に伴う小規模な区域変更等に関する検討を行う常設の小委員会を設置し、小委員会の検討をもって委員会の検討に代えることができるものとする。なお、小委員会の委員は、委員会の承認を得た複数名で構成することとする。
- 5 委員長は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くなど、必要な協力を求めることができる。

## 第5 議事の公開

委員会の議事は原則公開とする。ただし、希少野生動植物の生息・生育情報等が含まれる場合等については、内容に応じて非公開とすることができる。

なお、議事概要については、北海道森林管理局ホームページを通じて公開する。

## 第6 その他

- 1 委員会に関する庶務は、北海道森林管理局計画保全部計画課において行う。
- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

北海道森林管理局保護林管理委員会委員名簿

組 織 名	役 職 等	氏 名	備 考
北海道大学大学院	教 授	柿 澤 宏 昭	
(研) 森林総合研究所 北海道支所	主任研究員	北 村 系 子	
北海道大学大学院	准教授	渋 谷 正 人	
(地独) 北海道立総合研究機構	主 査	玉 田 克 己	
(研) 森林総合研究所 林木育種センター北海道育種場	育種課長	中 田 了 五	
北海道大学大学院	教 授	中 村 太 士	
(地独) 北海道立総合研究機構	研究主幹	西 川 洋 子	
北海道木材産業 協同組合連合会	専務理事	萩 原 祐 一	
(研) 森林総合研究所 北海道支所	支所長	松 本 光 朗	
(公財) 日本自然保護協会	参 事	横 山 隆 一	

委嘱期間：平成28年4月26日～平成30年3月31日

※五十音順、敬称略